

動物取扱業の適正化について（案）

中央環境審議会動物愛護部会
動物愛護管理のあり方検討小委員会

1. 検討の経緯

動物愛護管理法（昭和 48 年法律第 105 号）は、議員立法で制定され、その後、平成 11 年、17 年の 2 回にわたって、議員立法により改正されている。

平成 17 年改正法の附則第 9 条において、「政府は、この法律の施行後 5 年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされている。これに基づけば、平成 18 年 6 月の改正法施行 5 年後に当たる平成 23 年度を目途として施行状況の検討を行い、その結果、必要があれば平成 24 年の通常国会において法改正を行うこととなる。

課題として取り上げるべき事項が多岐にわたっていることから、中央環境審議会動物愛護部会のもとに「動物愛護管理のあり方検討小委員会」を設置し、議論を進めることとした。

同小委員会においては、平成 22 年 8 月から計 16 回 にわたり関係者からのヒアリングや各課題についての議論を行ってきたところであり、今般、動物取扱業の適正化について議論が一巡したことからこれを総括することとする。

2. 各論

(1) 深夜の生体展示・販売規制

生体の深夜展示や長時間の連続展示については、動物が受けるストレス等に関する科学的知見はまだ少ないが、科学的に解明されないと規制できないものではないと考える。~~すなわち、これから長い年月家族として寿命が尽きる時まで一緒に暮らそうという生き物を迎えるに当たり、利便性を追求して深夜に購入する必要はなく、きちんと時間を作って明るいうちに購入するのが動物愛護の精神に則ったあり方である。~~

生体展示時間については、動物のストレス等を考慮し、一定時間を越えないなどの措置が必要である。動物へのストレスを軽減するために、購入者の利便性を制約することは許容されるとの意見が強かった。

規制の対象となる動物の種については、現時点の動物取扱業の対象であるは虫類までとすることも考えられるが、取り締まり等の実効性を考慮すると犬猫に絞るべきという選択的意見もある。

規制の具体的数値については、明確な根拠を持たずに情緒的に決めること

37 への疑念もあるが、社会通念や国民の動物に対する愛護感情への侵害を考慮
38 すると 20 時以降の生体展示は禁止すべきである（数値及び規制手法につい
39 ては引き続き検討）。

40 ※ここでの展示には、特定の顧客に対して現物確認をさせる場合を含む

41 【参考資料 1：第 4 回小委員会資料 1「深夜販売・販売時間について」… 1

42 43 (2) 移動販売

44 事業者が、動物取扱業の登録を受けた事業所以外の場所で動物を販売する
45 こと（以下、「移動販売」という。）は、そのものを禁止することは憲法との
46 関係を踏まえると困難と考えられるが、移動すること自体や騒音等が動物
47 へのストレスとなっているほか、給餌・給水などさまざまな日常のケアが
48 困難、病気になっているのに治療手当されない、子犬が疲れる、移動時や移
49 動販売先の空調設備が不十分、さまざまな日常的なケアが困難、移動販売先
50 の地域における感染症蔓延のおそれがある等、動物の健康と安全に支障をき
51 たすおそれが大きい販売方法である。が出ているという実態がある。また、
52 移動販売のイベント終了間際に、販売してしまいたい業者側の思惑により、
53 安易に購入してしまう消費者も存在するほか、と考えられる。売れ残りの動
54 物を販売する場にもなっている。等の移動販売そのものを禁止する
55 ことは困難であるが、以上の理由により移動販売は厳しく何らかの規制がす
56 る必要でがある。

57 規制の具体的な方法については、トレーサビリティ、アフターケア、感染
58 症の問題等が担保できることが必要であり、告示等で移送や保管の際に守る
59 べき基準を具体的に記載することが適切である。

60 【参考資料 2：第 4 回小委員会資料 2「移動販売・インターネット販売

61 ・オークション市場について】… 7

62 63 (3) インターネット販売 対面販売・対面説明・現物確認の義務化

64 インターネット 等により販売そのものを禁止とすることは憲法との関
65 係を踏まえると困難と考えられるが、販売者とも飼い主が一度も対面せず
66 現物確認をしない販売方法は、飼い主に対する当該動物の特性等の説明が不
67 充分であるという点でという問題があり、苦情も多いこと、また移動の問
68 題から、規制が必要である。具体的には、対面販売・対面説明・現物確認の
69 を義務化づける規定が必要である。り、また、これを遵守させるためには、
70 地方公共団体等が行う監視の方法についてもがどうしたらよいかという
71 ことも検討する必要がある。

72 【参考資料 2：第 4 回小委員会資料 2「移動販売・インターネット販売

73
74
75 (4) オークション市場

76 動物取扱業として法律の体系の中を含め、基準や監視する仕組みの構築
77 が必要である。

78 具体的には、オークション市場に参加する業者が動物取扱業の登録業者
79 であるかどうかの確認ができる仕組みを構築することや市場を公開するこ
80 となど透明性を確保することが必要である。~~特にインターネットオークシ
81 ョンについては、参加者が登録業者かどうかの確認が困難であり、その確認が
82 できるしくみづくりが必要である。~~

83 また、遺伝的な異常は必ずしも子犬のときに出るわけではなく、一定程
84 度成長した後に発現する場合があるなど動物取扱業全体としてトレーサビ
85 リティーの確保は重要であるが、特にオークション市場では~~トレーサビリテ
86 イ~~これの確保に対するより一層の取組が必要である。

87 【参考資料2：第4回小委員会資料2「移動販売・インターネット販売

89
90 (5) 犬猫幼齢動物の販売日齢を親等から引き離す日齢

91 適切な社会化がなされていない犬や猫を親、兄弟姉妹等から引き離すと、
92 成長後の嘔み癖や吠え癖等の問題行動を引き起こす可能性が高まるとされ
93 ている。このことについては、犬と人間が密接な社会的関係を作るための理
94 想的な時期は、6週齢から8週齢の間である等の報告があることに加え、海
95 外でも米国や英国では8週齢未満の犬の販売等が禁止されている。こうした
96 科学的知見や海外における規制を踏まえると乳歯の萌出程度で監視指導が
97 できることも踏まえ、具体的数値に基づく取組みの強化が必要である。この
98 数値については、一定の日齢に達しない犬猫が親、兄弟姉妹等から引き離さ
99 れないような制度設計とすべきである。

100 具体的な数値については、業界が自主規制で目指している45日齢、科学
101 的根拠(ペンシルバニア大学のジェームズ・サーペル博士の行った実験結果)
102 のある7週齢(49日齢)、海外に規制事例のある8週齢(56日齢)に意見が
103 分かれている。

104 強化の手法については、強制力のあるものにすべきという意見が強かった
105 一方で、現在の業界による自主規制がはかばかしく機能していることからと
106 の見方もあり、まずはこの自主規制をもう少し充実させ、さらに次の法改正
107 時での規制導入を目指すべきとの意見もあった。

108 【参考資料3：第4回小委員会資料3「犬猫幼齢動物の販売日齢について】…33

109

110 (6) 犬猫の繁殖制限措置

111 いわゆるパピーミルと呼ばれる大量繁殖施設においての倒産など繁殖用
112 に使っていたと考えられる犬が、倒産等によっての遺棄が話題となったされ
113 た事例が確認されていある。これらの繁殖犬は繰り返しの繁殖による母体へ
114 の健康影響が懸念される。様々な犬種を作り出してきたイギリスやドイツに
115 においては、最初の繁殖可能年齢や、生涯における繁殖回数が5～6回までと
116 いうふうに規定されており、これらの国々の取組を参考として、母体への健
117 康影響が大きい繁殖を業とするしてなす事業者に対して繰り返し繁殖回数
118 及び繁殖間隔を規制する仕組みを導入すべきである。

119 なお、猫の繁殖制限についても、同様に検討すべきである。

120 一方で、犬と猫、また犬種等によっても適切な繁殖の時期や頻度が異なる
121 ことから、一律の規制が困難であり、業界の自主規制に任せるべきである
122 との意見もある。

123 【参考資料4：第4回小委員会資料4「繁殖制限措置について」】…53

124

125 (7) 飼養施設

126 総論として何らかの可能な限り科学的根拠に基づく、具体的数値など現
127 状より細かい規制の導入が必要であり、数値基準については、専門的な知見
128 を持つ委員で構成される委員会において議論をすべきとの一般的な認識
129 が共有されたが、具体的には次のような意見があった。

130 ・ 数値基準については、可能な限り科学的根拠に基づいて入れるべき
131 であり、専門的な知見を持つ委員で構成される委員会において、議論
132 をすべき。

133 ・ 法律による規制ではなく、て告示やガイドライン等の策定によりな
134 どを作り、それをもとに行政地方公共団体が改善指導できるような仕
135 組みとすべき、可能であれば罰則等も連動した形が良い。

136 ・ 犬猫に限定せず、うさぎなど小動物も対象に入れるべき。

137 ・ 数値化に当たっては、高い目標設定数値ではなく、最低限許容する
138 数値を設定すると同時に、推奨される数値も必要。

139 ・ 飼養ケージの大きさについては、適正なケージサイズに関する科学
140 的根拠はないと考えられるとともに、種類ごと品種によって大きさも
141 習性も異なる違うので一律的な基準値の設定は困難。一方、犬猫にあ
142 っては体高の何倍といった基準の設定も検討しうる。

143 ・ 客観的な指標例として国際獣疫事務局(OIE)の規定にもあるアンモニア
144 濃度が考えられ、これを象徴的指標として用いるべき。

145 ・ 騒音や温度、湿度など多角的に数値化した方がよい。

146 ・ 犬猫のみならずうさぎなどについても検討すべき。

147 【参考資料5：第4回小委員会資料5「飼養施設について」…57

148 (8) 動物取扱業の業種追加の検討

149 新たに業者を追加し、これの監視を地方公共団体に実施させることは、
150 現状の監視体制の実効性の低下を招く可能性があることから、業種追加の検
151 討に当たっては十分に配慮する必要がある。

152
153 また、業態によっては、実態把握を目的とした届出制の導入が必要との
154 意見もあった。

155 ① 動物の死体火葬・埋葬業者

156 動物愛護管理法第2条で「動物が命あるものであることにかんがみ」とな
157 っていることや動物の福祉を推進するという観点からは、死んだ動物を取
158 扱業に含めることは、法律の目的にそぐわない。また、生きている動物を飼
159 育している人に基準を遵守させるために奔走している自治体に、新たな業者
160 の監視を任せることは、監視体制の実効性の低下を招くことが予想される。
161 現在でも、地域の実情に応じて条例によって生活環境の保全や土地利用の観
162 点から指導監督が行われているところであることから、新たに業種として
163 追加する必要性はないとの意見が強かったと考えられる。

164
165 一方で、生命倫理の観点からすると、法第1条で生命尊重等の情操の涵養
166 に資することが目的とされていることから、葬送はその理念の中に入ってくる
167 と考えられるも含まれるとの業種に含むべきとの意見もある。

168
169 【参考資料6：第8回小委員会資料1「業種追加の検討「動物の死体火葬・

170 埋葬業者」について】…63

171 ② 両生類・魚類販売業者

172 両生類及び魚類を動物取扱業に含めることは、行政の側にも両生類及び
173 魚類に関しての苦情やトラブル問題点がほとんどないことや飼えなくなっ
174 た場合の放流等の問題は、動物取扱業側サイドの問題ではなく飼い主側の
175 問題飼養責任が大きいと考えられることから現時点では時期尚早と考える。
176 仮に法で規制するとした場合、どれだけ実効性が上がるかどうかについて
177 も考える必要がある。

178
179 魚類や両生類や魚類は遺棄が多く生物多様性の保全に影響することか
180 ら規制の対象とすべきとの意見、生物多様性という概念を入れると、昆虫

181 等、幅が広くなり過ぎ、入れることに違和感があるとの意見、両生類、魚
182 類についても販売に当たっては説明責任を課すべきとの意見もある。

183 【参考資料 7 : 第 8 回小委員会資料 2 「業種追加の検討「両生類・魚類販売業者」
184 について】…71

185 186 ③老犬・老猫ホーム

187 所有権を移して長期的に動物をケアすることにより対価を得る業種
188 事業については、何らかの規制が必要と考えられることから、動物取扱業へ
189 の追加が必要である。その際には、動物取扱業の現在のカテゴリ以外の可
190 能性や例外規定についても検討する必要がある。

191 【参考資料 8 : 第 8 回小委員会資料 3 「業種追加の検討「老犬・老猫ホーム」
192 について】…73

193 194 ④動物愛護団体

195 動物愛護団体であって、(ここでは動物を実際に取り扱うもの飼養してい
196 る団体をいう。)については、何らかの規制が必要であることについては概
197 ね共有されているが、公益性等を考慮して一般的な動物取扱業者とは異なる
198 取扱い対応が求められる。

199 【参考資料 9 : 第 8 回小委員会資料 4 「業種追加の検討「動物愛護団体」
200 について】…77

201 202 (911) 関連法令違反時の扱い (動物関連法令に違反した際の登録拒否等の検 203 討)

204 種の保存法等の動物関連法令に違反した際の登録拒否・取消要件を追加
205 すべきである。現行の「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細
206 目」第 6 条第 5 項でも取引相手が動物関連法令に違反していないことを聴取
207 する規定があることから、この部分をもう少し活用した形で欠格事由をもつ
208 と厳しくすることが可能と考える。その場合、関連法令は動愛法の法目的の
209 観点から選定すべきである。

210 【参考資料 10 : 第 9 回小委員会資料 1 「関連法令違反時の扱い」…85

211 212 (102) 登録取消強化 (登録取消を現状より容易にできる取消制度の強化の検討)

213 現行法でも違反していれば取消しできる条文となっており、より発動し
214 やすくなるよう、例えば「虐待」の判断を獣医師等の専門家が行うなど運用
215 面の工夫が必要である。

216 【参考資料 11 : 第 9 回小委員会資料 2 「登録取消強化」…91

217

218 (113) 業種緩和の検討（動物園・水族館の緩和検討）

219 現状でも業者が遵守すべき細目が守られていない動物園があるなど、違
220 法行為等がまだ存在していることを考慮すると、現在の規制を緩和する必要
221 はない。

222 教育や公益目的での動物飼育など営利目的でない動物取扱については、
223 別の規定化の可能性などを検討する必要がある。

224 【参考資料 1 2 : 第 9 回小委員会資料 3 「業種緩和の検討（動物園・水族館の緩和検討）」…103

225

226 (124) 動物取扱責任者研修の緩和（回数や動物園水族館・動物病院の扱い検討）

227 総論としては、動物取扱責任者研修を実質的に意義のあるものにするた
228 めの実施方法の工夫が必要であるというものであるが、次のような例が検討
229 事項として考えられる。

- 230 ・ （社）日本動物園水族館協会加盟の動物園・水族館や、動物病院に付
231 帯するペットホテルへの責任者設置義務規定は外してもよい。
- 232 ・ 動物園水族館や動物病院への責任者設置義務規定は動物園であるか
233 らといっても飼育のプロとは思えない園もあり、責任者設置義務規定
234 を外す必要性はない。
- 235 ・ 研修の回数（現行法は年 1 回の受講義務、施行規則で 1 回当たり 3
236 時間）の緩和は、代替措置次第と考える。

237 【参考資料 1 3 : 第 9 回小委員会資料 4 「動物取扱責任者研修の緩和」】…117

238

239 (135) 販売時説明義務の緩和（犬猫以外の小動物等での説明義務項の緩和の検
240 討）

241 生体販売市場で、安価なハムスターなどが粗雑に扱われていたことや外
242 来生物の問題が各地で発生していることなどから、販売時の説明義務は重要
243 であり、緩和をすることは適当でない。野生の小鳥、鳥類の場合における原
244 産国・国内繁殖の有無、生産地や生産者の情報など、さらに厳しくし、きち
245 んと明記させるべき項目も存在する一方で、文章のみで口頭説明を省略する
246 項目や、小鳥・小動物・爬虫類について少ない説明で可とする部分があつて
247 もよいとの意見など、説明項目についてきめ細やかな検討をすべきである。

248 【参考資料 1 4 : 第 9 回小委員会資料 5 「販売時説明義務の緩和」】…145

249

250 (146) 登録制の検討（登録制から許可制に強化する必要性の検討）

251 許可か登録かという名称に関わらず、現在の登録制度は実質的には許可
252 制として位置付けられるものと考えられることから、実質的な規制の内容に

253 ついて検討を深める必要がある。
254 (現在の動物愛護管理法における登録制度については、既に登録の拒否及び
255 取消という概念があるなど、許可制と同等レベルの規制である。)
256 【参考資料 15 : 第 13 回小委員会資料 1「動物愛護管理法における取扱業規制の推移」】
257 ……151
258